

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳発行管理事務に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、身体障害者手帳発行管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県知事

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳発行管理事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の台帳を管理し手帳を発行する。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、法に定める障害に該当することを医師の診断書に基づいて審査し、手帳の交付を行っている。 障害者関係情報については、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。
③システムの名称	身障・療育手帳交付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部総合リハビリテーションセンター
②所属長の役職名	センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	埼玉県総合リハビリテーションセンター 上尾市西貝塚148-1 048-725-0216

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	時点修正
平成28年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	平成27年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高木 博史	丸山 徹	事後	人事異動
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月1日時点	平成28年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ハ、同条第3号ハ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号ヘ、同条第3号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第59条の2第1号ヘ、第2号から第4号(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成30年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成30年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月1日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月29日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第3号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第59条の2第1号へ、第2号から第4号(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第2号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	センター長 丸山 徹	センター長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年12月1日時点	平成31年2月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第2号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ロ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成31年3月28日	IVリスク対策	—	新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年2月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年2月1日時点	平成31年3月31日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第1号へ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
令和3年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号口、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号口、第4号口、第11条第1号口、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ハ、第2号口、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号ニ、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)	事後	主務省令の制定
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年2月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年2月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	番号法第9条第1項 別表第一 項番11	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供) 番号法別表第二の規定に基づき、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号ロ、第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号へ、同条第4号ト、同条第6号へ、同条第8号ト、第12条の二第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号、第28条第1号イ、第2号から第10号、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第7号イ、第42条第1号、第43条の4 1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2の2第1号ト(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二 項番10、14、16、16の2、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116(情報提供)	事後	番号法の改正、「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更 及び 記載事項修正
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	時点修正